

組合員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

健康保険証の経過措置期間の終了について

日頃より健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和6年12月2日以降、健康保険証の交付が廃止され、医療機関等への受診については、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）にて受診することが基本となりました。現在お持ちの健康保険証は、経過措置期間として令和7年12月1日まで使用できますが、それ以降は使用できなくなりますのでマイナ保険証への移行にご協力をお願いいたします。

また、現在お持ちの健康保険証の取扱い等については、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

- 令和7年12月2日以降は、現在お持ちの健康保険証の回収はいたしません。各自で廃棄していただくこととなりますが、個人情報に記載されていますので、廃棄方法にはくれぐれもご注意くださいようお願いいたします。

ただし、令和7年12月1日までに資格喪失等した場合は返納してください。

※マイナ保険証の利用登録をされていない場合で、「高齢受給者証」、「限度額適用認定証」、「特定疾病受療証」をお持ちの方は、引き続き必要となりますので廃棄しないようお願いいたします。

- マイナ保険証への移行をされていない方等*については、「資格確認書」を職権で作成し、令和7年10月下旬頃より順次事業所様を通じて交付することとしています。

なお、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにつきましても、マイナ保険証として利用できなくなりますのでご注意ください。

*職権交付の対象となる方

- ・マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを返納した方
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、利用登録解除申請をした方、利用登録を解除した方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方

※マイナンバーカードの保険証利用登録、電子証明書の更新については、リーフレットをご覧ください。

- 上記についてご不明な点がございましたら 健保組合 業務課 までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課
TEL：06-6385-2851